

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（311）」
2. 日時：平成29年8月31日 10時00分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、名倉安全管理調査官、皆川保安規定係長、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力業務 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当(原子力運営)

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

〈屋内アクセスルート〉

- アクセスルートの選定に係る可燃物施設漏えい時の被害想定について、個々の火災発生時に主として行うルート選定等の判断が何であるのかが明確になるよう考え方を整理して提示すること。（薬品漏えい時、倒壊物発生時についても同様。）
- サンプルタンク室の内包物について整理して提示すること。
- ヘパフィルター室のがれき発生時の対応及び放射線量について整理して提示

すること。

- 有毒ガスに関する規則改正において、空気ポンベの設置に関しては速やかに行うことを求めているが、本変更許可申請上の考慮について整理して提示すること。
- ホース運搬車は重大事故等対策に必須としているが、重大事故等対処設備に登録していない。設備の位置づけを整理して提示すること。

<屋外アクセラートについて>

- 液状化による沈下量の算出に関し、敷地内の各地層の相対密度にばらつきが認められることから、調査地点の各データを示すとともに、場所と深さの多様性を踏まえどこに保守性を持たせているのか整理して提示すること。
- 側方流動の評価のうち評価範囲境界部のアクセラートへの影響に関し、津波対策施設等の構造物の設置によって側方流動の発生が抑制されることについて、海岸線から道路までの断面図を構造物の支持岩盤までの深度について示す等、当該範囲におけるアクセラート確保の確実性について考え方を整理して提示すること。
- 地表面の横断段差の評価基準値である 15 cm の値について、事前対策の内容とその妥当性を整理して提示すること。
- 地表面の横断勾配の評価基準値である 15 % の値について、参照している文献の適用範囲、適用条件を整理するとともに車両の登坂能力や路面の状況を踏まえ東海第二への適用性について整理して提示すること。
- 剛性との関係を踏まえ地山と埋め戻し部との境界部の評価について、検討箇所、地山、埋め戻し部の土質、道路床版の仕様及び評価結果を整理して提示すること。また、土留めを行った箇所の評価についても同様に整理して提示すること。
- 屋外ルート、屋内ルート及び周辺斜面安定性に関しては、これまでの指摘に対し未回答の項目もあり、並行して行われている耐震・耐津波の審査の内容も考慮の上、早急に技術的な妥当性を確認できる資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について